

環境やまぐち推進会議委員 各位

山口県環境生活部長

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」に基づく
県民一斉環境美化活動促進期間について

本県の環境生活行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 5 年度は下記のとおり設定することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員（貴社職員）への周知とともに、環境美化活動に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

《令和 5 年度 県民一斉環境美化活動促進期間》

令和 5 年 6 月 1 日～6 月 30 日（1 か月間）

（理由）

※環境月間及び不法投棄防止対策強化月間と併せて設定することで、
環境美化活動の一層の促進を図るため

（取組例）

※市町広報等を用いた活動促進期間の周知徹底と実践活動の促進
※ごみのポイ捨て禁止等に関する普及啓発の推進
※自治会等による清掃活動の展開（市町を通じた呼びかけ）

環境政策課 環境企画班

担 当：濱 本

T E L：083-933-3030

F A X：083-933-3049

E-mail：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp